

2017年7月 27日

No.288

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

5月30日の午後、午前中の参考人質疑を受けて、地方自治法等一部改正案の審議が行われました。

これまでの監査制度について

又市議員はこれまで監査制度の改善が進捗しなかった理由、監査基準がないと適切な監査は不可能だが、総務省は監査基準を設けるように自治体に働きかけてきたのか、自治体はなぜ監査基準を設けてこなかったのか、法定化されていなかったことが理由なのかを質しました。



安田自治行政局長は、2010年に総務省が設置した地方行財政検討会議では、ゼロベースでの見直しが行われ、現行制度の廃止も選択肢であったために、関係者から不安視され議論がすすまなかったとの答弁がありました。また監査基準については法定化されていなかったため総務省は助言しなかったこと、自治体も法定化されていなかったことや、現行の監査は一般に指摘型であり、監査委員の能力、資質、経験に依拠した指摘を行えばよく、特に基準を必要としない考え方があったと述べました。

監査基準の策定方法について

さらに**又市議員**は、監査基準の作成について地方制度調査会答申は統一的な基準を求めるとともに、自治体が地域の実情に留意しながら共同して定めるとしたにもかかわらず、改正案は自治体ごとに監査委員が定めるとして共同では定められないようになっているがその理由、また総務大臣が指針・助言を行うとあるが、自治体の自主性、自立性、裁量を損なわないようにすべきだが、どのように考えているか答弁を求めました。

高市大臣は、自治体のなかにはすでに監査委員自ら基準を定めている例があることから、地方の自主性を配慮する観点から各自治体の監査委員が作成するようにしたこと、指針は、必要な基本原則、監査の目的、監査委員の役割、責任、監査の実施に関することや監査結果の報告に関すること等を内容とする予定であると答弁しました。また法的拘束力はないので地方の自主性・自律性を損なうことはないとの答弁しました。

議選監査委員の選出について

又市議員はまた、現在、議選監査委員の割合が大きいが、多くが市長与党から選任されていることを指摘し、本当に財務監査、業務監査を客観的に行うことができるか懸念を表明し、野党から監査委員を選任すべきだと提言しました。

富樫大臣政務官は、近年の行政改革の流れのなかで監査委員の定数を拡大することは困難であり、議会が本来の監視機能を適切に働かすことも考えられるとして、又市議員の提案は困難との認識を示し、消極的態度に終始しました。

自治体議員の厚生年金の加入について

最後に**又市議員**は、議会における無投票が最近増加していることや、将来への不安から議員選挙に立候補する市民が少なくなっていることを指摘し、自治体議員が厚生年金に加入できるようにすべきだと主張し、総務省の見解を求めました。

高原公務員部長は、保険料の2分の1の事業主負担としての公費負担、厚生年金保険法等に定められている加入要件に対する法的手当て、国会議員の取扱いとの均衡などの課題を指摘し、各党各会派で議論すべき課題として政党間議論にゆだねる姿勢を示しました。

又市議員は、民主主義の学校としての地方自治の役割を強調し、財政問題のみを強調している総務省の姿勢を批判しました。